

# 横浜市立鴨志田中学校

## 「学校いじめ防止基本方針」

策定 平成28年 5月

### 1 いじめ防止に向けた学校の考え方

#### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

＜「いじめ防止対策推進法」第2条＞

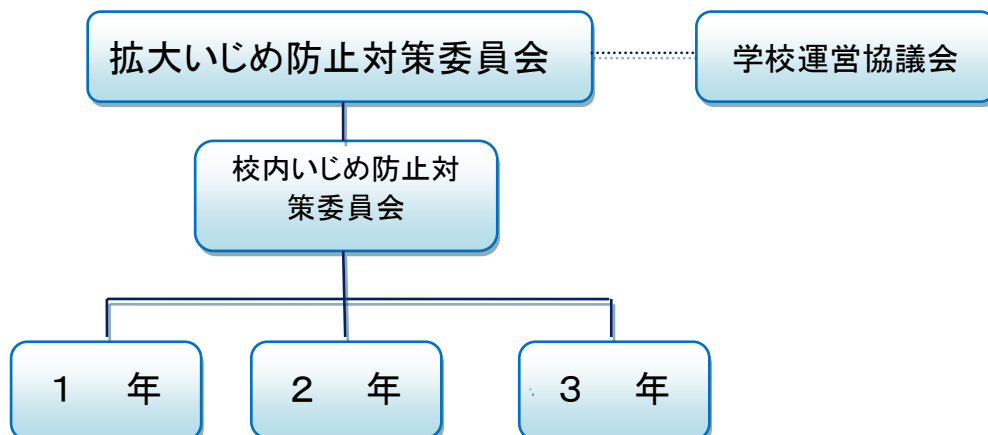
#### (2) いじめを防止するための基本的な方向性

「・・・いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等・・・」（34条1項）を受けて、安心して豊かに生活できる学校づくりを目指すために、次の方向性で取り組む。

- いじめはどのクラス、どの子どもにも起こりうることを強く意識する
- いじめを未然に防ぐため、子どもが主体となって、いじめのない子ども社会を形成する意識を育む
- いじめが発生した場合は早期に解決できるよう、保護者や地域、関係機関と連携し、情報を共有しながら指導にあたる
- 学校長のリーダーシップのもと、校内いじめ防止対策委員会を設置し、いじめの予防及び発生したいじめの対策について、組織的に対応する

### 2 組織の設置及び組織的な取組

#### (1) 組織の構成



校内いじめ防止 対策委員会	校長 副校長 生徒指導専任 教務主任 学年主任 生活指導部長 通級指導教室代表 養護教諭 (S C)
------------------	---

拡大いじめ防止 対策委員会	校内委員会 + PTA 会長 + 地域 + 弁護士 + S S W
------------------	-----------------------------------

学校運営協議会	地域 保護者 学識経験者等
---------	---------------

\* 対策委員の中心は、副校長、生徒指導専任とする

\* 必要に応じて、心理 (S C) や福祉等 (S S W・児童相談所ケースワーカー等) の専門家の参加を求める

## (2) 組織の役割

- ・学校が組織的に、かつ、迅速に対応するための中核的な役割を担う
- ・学校・保護者・地域が連携し、情報等を共有しながら組織的に対応する役割を担う

## 3 いじめ防止及び早期発見のための取組

いじめに対して組織的に対応するために、校内いじめ防止対策委員会及び拡大いじめ防止対策委員会で情報を共有し、次のように早期発見に取り組む。

### (1) いじめ防止への取組

- 学校の教育活動全体を通じて、いじめに向かわない態度や能力の育成を図る
  - ・道徳教育や人権教育の充実
  - ・体験活動の推進
  - ・規律正しい態度で、主体的に参加・活躍できる授業づくり・集団づくりの充実
- 生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に取り組む活動に対して支援する
  - ・生徒会活動「あったかい学校にしよう」への支援
  - ・学校保健委員会「あいさつ運動」への支援
- 情報モラル教育の推進を図り、生徒や保護者への啓発に努める
  - ・インターネットの扱い方教室

### (2) いじめの早期発見

- 生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、小さな変化を見逃さないよう定期的な調査等を行う
  - ・教育相談アンケートの実施
  - ・教育相談の実施
  - ・「いじめ解決一斉キャンペーン」の実施
- 生徒の日常的な学校生活に目を配り、生徒の状態や交友関係等を把握する
  - ・休み時間や放課後のふれあい
  - ・個人面談や家庭訪問の活用
  - ・保健室や相談室の利用
- 教職員が情報を共有する
  - ・学年会や職員会議で情報を共有
  - ・生徒理解研修等の実施

### (3) いじめに対する措置

- いじめに対して組織的に対応する
  - ・校内いじめ防止対策委員会が中心となり、速やかに関係生徒に対して、事実確認を行い、組織的に対応
  - ・被害生徒及び保護者への支援、加害生徒及び保護者への指導・支援
  - ・結果を、市教育委員会に報告

- 教職員全員の共通理解のもと、保護者の理解を得て、関係機関・専門機関との連携を図る
  - ・学校運営協議会を活用し、校内いじめ防止対策委員会が組織的に対応
  - ・所轄警察と相談して対処

#### (4) 研修等の実施

- 生徒理解やいじめに対して、全教職員の共通認識を図る
  - ・生徒理解研修の推進
  - ・いじめ防止、早期発見、対応に向けた校内研修の充実

#### (5) 年間計画

月	具体的な取組
4月	生徒指導研修（全教職員） スクリーニング 家庭訪問（全学年） 「春のあんしんネット・新学期一斉行動」 生徒会いじめ防止プロジェクト(通年)
5月	YP アセスメント・SNS 教室（全学年） <u>*学校運営協議会</u>
6月	自然教室（2年） 修学旅行（3年） 「いのちの大切さを学ぶ教室」（全学年） <u>*学校保健委員会</u>
7月	<u>*教育相談アンケート（全学年）</u> 個人面談（全学年） 人権作文コンテスト <u>*地区懇談会</u> <u>*学校運営協議会</u>
8月	教育相談（全学年） 人権研修（全教職員） いじめ防止職員研修(全教職員)
9月	地域マイスター講話（全学年） 進路面談（3年） <u>*学校運営協議会(拡大いじめ防止対策委員会)</u>
10月	文化発表会 合唱コンクール 児童・生徒交流日 学校運営
11月	面接練習（3年） <u>*学校運営協議会</u>
12月	人権標語づくり <u>*教育相談アンケート（全学年）</u> <u>*学校評価アンケート</u> <u>*学校評価</u> 個人面談（全学年） いじめ解決一斉キャンペーン
1月	教育相談（全学年） 職場体験（2年） <u>*学校運営協議会(拡大いじめ防止対策委員会)</u>
2月	入学説明会 <u>*学校保健委員会</u> <u>*教育相談アンケート（1・2年）</u>
3月	小学校・中学校との情報交換 薬物乱用防止教室 保健指導 年間の振り返りと次年度に向けた立案 <u>*学校運営協議会(拡大いじめ防止対策委員会)</u>

\*印 生徒・保護者・地域からの意見を聴取し、基本方針の見直しの機会とする

## 4 重体事態への対処

### (1) 重大事態の報告

- ・重大と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する

### (2) 重大事態の調査

- ・拡大いじめ防止対策委員会を中核として、直ちに対処する
- ・再発防止を視野においた「調査」を実施する
- ・調査結果を教育委員会に報告する

### (3) 児童生徒・保護者への報告

- ・いじめを受けた生徒や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する

## 5 その他

- 今後、随時、「いじめ防止基本方針」を見直し、改定していくものとする
  - ・生徒、保護者、地域からの意見を取り入れ、見直しをすすめる
  - ・PDCAを重視し、半年に1回程度、改善に向けて見直しをすすめる